

福利厚生事業に関する自動販売機設置管理事業者の公募について
(学生宿舎共用棟, パン類等)

国立大学法人豊橋技術科学大学において, 下記のとおり企画競争について公募します

1. 企画競争に付する事項

(1) 事業名

国立大学法人豊橋技術科学大学自動販売機設置管理業務
(学生宿舎共用棟, パン類等)

(2) 事業概要

本学学生及び教職員に対するさらなる福利厚生事業充実のため, 本学の指定場所に, パン類等の自動販売機(以下, 「自販機」という。)を設置・管理する業務。

(3) 設置場所等

豊橋技術科学大学内(豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1)学生宿舎共用棟

(4) 提案方法

同時期に学内の飲料水及び飲料・麺類の自動販売機設置管理業務者も公募するが, 同一の事業者の参入を妨げないものとする。

2. 応募資格要件

応募資格は, 次の条件を満たす法人とする。

(1) 国立大学法人豊橋技術科学大学契約事務細則第3条又は第4条に該当しない者であること。

(2) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) パン類等の自動販売機の設置業務について3年以上運営実績を有し, 現在も継続中であること。

(4) 国, 地方公共団体, 国立大学法人または独立行政法人等から, 取引停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

(5) 次のいずれにも該当しない者

①会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続の申立をしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしている者。

②暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者。

③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業, 接待飲食業, 性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者。

④無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている者。

⑤ 国税, 県税及び市町村税の滞納がある者。

3. 企画提案書等の提出について

(1) 提出方法

提出期限までに郵送または持参にて必要部数を提出すること。

(2) 提出期限

令和3年12月3日(金) 17時00分必着

(3) 提出場所及び問合せ先

〒441-8580 豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1

国立大学法人豊橋技術科学大会計課経理調達室契約係

(担当: 大宮, 王生)

TEL: 0532-44-6511

FAX: 0532-44-6521

4. 選定方法

本学選考委員会において, 本公募事項に基づき提案された業務の取り組み方法及び, 販売価格, 販売手数料に関する事項並びにその他の審査事項を総合的に評価のうえ, 最も評価の高い者を事業者として選定する。選定された事業者は, 導入にかかる調整及び詳細な打合せ等を行い, 契約を締結する。

5. その他

その他の事項については, 仕様書によるものとする

以上公告する。

令和3年11月4日

国立大学法人豊橋技術科学大学
会計課経理調達室契約係